

広く啓発・周知するため、子どものこころの診療医テキストを配布している。

(2) 学校における支援

障害のある子ども及びその保護者にとって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を受けられるようにすることは、大変重要である。

障害のある子どもの教育については、障害の種類や程度に対応して、特別支援学校（以前の盲・聾・養護学校）をはじめ、小・中学校の特別支援学級や通級による指導などの制度がある。

また、2006（平成18）年6月に学校教育法が改正され（2007年4月から施行）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校のいずれの学校においても、特別支援教育を推進することが法律上も明確にされた。

各学校では、「特別支援教育コーディネーター」として指名された教員が、障害のある子どもの支援のため、学校内外の連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っている。

発達障害を含め障害のある子どもたちに対し、きめ細かな教育的支援を行うためには、まず各学校における支援体制の整備が重要である。

そこで、2007年度は、「特別支援教育体制

推進事業」や「発達障害早期総合支援モデル事業」などの各種事業、「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置等を通じて、その推進を図っている。

さらに、2008（平成20）年度においても、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の実施や、「発達障害教育情報センター」を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に設置することを予定しており、特別支援教育を総合的に推進することとしている。

3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。給付の対象となる疾患は、①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液・免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患の11疾患群である。給付は、都道府県、指定都市及び中核市が契約した医療機関に委託して行うこととされている。

第8節

行政サービスの一元化を推進する

従来から地方公共団体においては、妊娠、出産から子どもの健全な育ちに関わる多様なニーズや、児童虐待などの深刻な問題に

的確に対応するため、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスの一元的に対応

する取組が進められている。

重点戦略及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）の策定（2007年12月）を受け、内閣府、総務省及び厚生労働省の3府省が連名で各地方公共団体に発出した通知（2008年1月。第1部第2章第2節の6参照）においては、少子化対策推進本部の設置など、各地方公共団体の庁内における推進体制の整備や地域の関係者との協議会の設置のほか、住民の利用しやすさを考慮し、子育て支援に関

する情報提供等をできる限り集約して一元的に行うよう要請したところである。

また、国においては、憲章及び行動指針の策定を受け、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設けたところであるが、憲章及び行動指針に基づき、地域における仕事と生活の調和の推進を図っていくためには、各都道府県の仕事と生活の調和を推進する窓口が設けられていることが重要であることから、上記通知においては、それぞれの都道府県における仕事と生活の調和の推進の担当部署を明らかにするよう求めている。

第9節

小児医療体制を充実する

小児救急医療については、少子化が進行する中で、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図るといった観点から、その体制の整備は重要である。

このため、1977（昭和52）年度より構築してきた初期救急、入院を要する救急（二次救急）、救命救急（三次救急）といった一般の救急医療体制による対応に加え、特に入院を要する救急レベルについては、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業（1999（平成11）年度～）や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院事業（2002（平成14）年度～）を、また、初期救急レベルにおいては、小児初期救急センター整備事業（2006（平成18）年度～）を進めることにより、その充実を図ってい

る。

また、少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化を受け、時間外に病院にかかる小児患者が増加していると指摘されており、病院勤務医の負担を軽減し、安全・安心な医療の提供を図るとともに、子どもの急病時に保護者等の不安を解消する対応が求められる。

このため、小児科医等による専門的な見地から、保護者が直ちに医療機関を受診すべきか否かといった判断を支援し、不安を解消するため、2004（平成16）年度より小児救急電話相談事業（短縮ダイヤル「#8000」）を実施しているほか、保護者等に対し、急病時の対応方法についての講習会の開催やガイドブックの配布を行う小児救急医療啓発事業を2006年度より実施しているところである。

さらに、小児医療については、近年の累